

中間前金払に関する Q & A

Q 1 中間前金払とはどのようなものか？

A 1 設計金額 300 万円以上の建設工事においては、請負代金額の 10 分の 4 以内の前金払の請求ができることになっているが、施工の中間時期にさらに 10 分の 2 までは追加して支払う前金払のことを中間前金払といいます。

Q 2 中間前金払の対象となる工事は？

A 2 中間前金払の対象となる工事は、工事に係る**設計金額**が 300 万円以上でかつ工期が 90 日以上 of 建設工事です。ただし、当初の前金払を受領していることが必要になります。

Q 3 中間前金払のメリットは？

A 3 部分払では出来高検査が必要であるのに対し、中間前金払の認定は書面による審査のみであり、大幅に簡素化されています。

単年度の工事では部分払いはほとんど活用されていないのが実態ですが、中間前金払は、簡単な手続きで速やかに代金の一部支払を受けることが可能になります。

Q 4 中間前払金を請求できる条件は？

A 4 **設計金額**が 1 件 300 万円以上でかつ工期が 90 日以上 of 建設工事について、前払金の支払を受けた後、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する費用が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

Q 5 工事の出来高が予定を下回っていますが中間前払金を請求できるか？

A 5 A 4 の支払い条件を満たしていれば、請求できます。

Q 6 中間前金払の認定必要な書類は何か？

A 6 「中間前金払認定請求書」及び「工事履行報告書」を発注者に提出してください。

この場合において、**工事履行報告書**は**工事工程報告書**に代えることができる。

Q 7 中間前金払の支払いまでの期間はどの程度かかりますか？

A 7 発注者は、中間前金払認定請求書の提出があつてから原則 7 日以内（遅くとも 10 日）以内に判断し、認定したときは中間前金払認定書により通知します。

その後、保証事業会社の発行する「中間前払金保証証書」を添付の上、中間前払金の請求書を提出すると、その日より 14 日以内に支払をする。

Q 8 請負契約が変更（増額・減額）された場合の中間前払金はどうなるか？

A 8 中間前払金の割合は請負代金額の 10 分の 2 以内であり、かつ当初の前払金との合計が 10 分の 6 を超えることはできない。

（1）増額変更の場合

「変更後の請負代金額 $\times$ 60% $-$ 受領済金額 $>$ 変更後の請負代金額 $\times$ 20%」
なので、「変更後の請負代金額 $\times$ 20%」が中間前払金の額となります。

（例）請負代金額 1,000 万円、増額変更 200 万円、前払金 400 万円

$12,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 12,000,000 \text{ 円} \times 20\%$

$(3,200,000 \text{ 円} > 2,400,000 \text{ 円})$

→ 中間前金請求可能額：2,400,000 円

（2）減額変更の場合

「変更後の請負代金額 $\times$ 60% $-$ 受領済金額 $<$ 変更後の請負代金額 $\times$ 20%」

なので、「変更後の請負代金額 $\times$ 60% $-$ 受領済みの前払金」が中間前払金の額となります。

（例）請負代金額 1,000 万円、減額変更 200 万円、前払金 400 万円

$8,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} < 8,000,000 \text{ 円} \times 20\%$

$(800,000 \text{ 円} < 1,600,000 \text{ 円})$

→ 中間前金請求可能額：800,000 円

Q 9 契約金額が300万円未満の場合の中間前払金はどうなるか？

A 設計金額が300万円以上の工事を対象としています。当初の契約金額が300万円以下であっても、設計金額が300万円以上であれば中間前金払いの対象とします。

Q10 契約変更により工期が延長となった場合、要件にある「工期の2分の1はどうなるか？

A10 契約変更後の延長された工期の2分の1とします。

Q11 中間前金払いと部分払の関係はどうなるか？

A11 中間前金払と部分払の併用は可能となりますが、中間前金払のメリットが大きいことから、中間前金払をできる工事は中間前金払いを優先します。